



# 妊産婦の健診・分娩時の 交通費助成について



Q

「最寄りの産科医療機関等までの移動時間が片道概ね60分以上」かかることについて、何か証明するものが必要ですか？

申請時に、要件に該当するかどうかについてご自身でチェックしていただくことになっています。万が一、偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けた場合は、交付決定を取り消し、助成金の返還を命じることがあります。

A

Q

自家用車や、公共交通機関の場合でも領収書が必要ですか？

必要ありません。自家用車の場合は、自宅(住民票の住所地)から最寄り産科医療機関までの片道距離(km)×37円、公共交通機関の場合は最も効率的な経路で移動した場合の交通費実費額を対象経費とします。助成金額は、対象経費(実費額)の8割です。

A

Q

健診や分娩以外の、受診時の交通費も対象になりますか？

対象となるのは、「母子保健のしおり」を利用する妊婦健診・産婦健診と、分娩時のみです。  
妊娠中の一般的な受診や、産後の母乳外来等は対象になりません。

A

Q

市内の自宅から最寄りの産科医療機関にはない設備やサービスを利用するために、別の産科医療機関を選択しましたが、この制度の対象となりますか？

「食事や備品、設備などが充実している」「里帰り予定の実家が近い」などの理由で、市内の自宅から伊勢市内の産科医療機関以外の施設を選択された場合は対象となりません。

A

医学的な理由(高度な医学管理の必要な合併症や、出生直後から高度な新生児医療を行う必要があること等)などによる場合は、最寄りの周産期母子医療センターでの健診・分娩時の交通費が助成の対象となります。(この場合は、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。)

「こんな場合はどうですか？」という質問があれば、ぜひお気軽にお寄せください。